

オンライン移住相談会実施業務委託企画コンペ実施要領

佐賀県が実施するオンライン移住相談会実施業務を受託する事業者を選定する企画コンペを実施するに当たり、必要な事項を次のとおり定める。

1 目的

本事業は、本県への移住を促進するため、佐賀県への UJI ターン就職や移住に関心のある方を対象に、オンライン移住相談会を開催するもの。

これまで本県が実施してきた県主催移住相談会を、新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン移住相談会に切り替えることで、コロナ禍においても移住希望者が安心して参加できる移住相談の場を提供し、移住を具体的に考えてもらう機会を作ることで、移住に向けた後押しをしていく。

本事業を円滑かつ効果的に実施するために、本事業を委託することとしており、本業務委託を行うに当たり、提案者の実施能力、提出された提案内容を総合的に判断することにより受託者を決定するため、企画提案を募集する。

2 業務委託の内容及び期間

別添の仕様書のとおりとする。

3 参加要件

企画コンペに参加できる者は、以下の全てを満たす民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体であって、本業務委託を的確に遂行するに足る能力を有するものとする。

- (1) 過去、同種の業務を受託した実績があること。
- (2) 緊急の打合せ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 企画コンペ審査会の日の6月前から現在までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りをした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者または佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 県内に事業所等が所在する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 募集方法

県ホームページに企画コンペを実施する旨の案内を掲載する。

5 企画コンペ及び審査の実施方法

企画書、実績書等の資料により、書面審査を行う。

審査員は、別表の「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀者を決定する。

6 企画提案の内容

別添の業務委託仕様書に記載している業務内容について提案すること。

7 企画コンペの参加申込書等の提出について

- (1) 提出期限 令和3年(2021年)1月18日(月曜日)17時まで
- (2) 提出場所 佐賀県地域交流部 さが創生推進課 移住支援室
(佐賀市城内1丁目1-59 佐賀県庁新館1階)
- (3) 提出書類 参加申込書(様式1)、実績書(様式2)、誓約書(様式3)
- (4) 提出方法 郵送又は持参(期限内必着)

8 企画コンペの実施方法について

- (1) 実施方法 提出物の書面審査(審査会(プレゼンテーション)は実施しない。)

(2) 提出書類

企画書 7部(任意様式)

本業務委託のスケジュールを明示すること。

企画書のページ数は、30ページ以内とすること。

見積書 7部(任意様式、原本1部、コピー6部)

見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

会社概要 7部(任意様式)

本業務委託の実施体制が分かるものを含む。

- (3) 提出期限 令和3年(2021年)1月21日(木曜日)17時まで
- (4) 提出場所 佐賀県地域交流部 さが創生推進課 移住支援室
- (5) 提出方法 郵送又は持参(期限内必着)

- (6) 審査 提出書類について、別途定める評価基準に従って審査を行い、各審査員の採点結果の合計が一番高い者を委託候補先として決定する。なお、審査に当たり、必要に応じて参加者へのヒアリング（TEL等）を行う場合がある。

9 実施スケジュール

令和3年(2021年)	1月12日(火曜日)	県ホームページでの公募開始
令和3年(2021年)	1月18日(月曜日)17時	企画コンペ参加申込書等提出期限
令和3年(2021年)	1月21日(木曜日)17時	企画書等提出期限
令和3年(2021年)	1月中 予定	委託業者決定、契約

1.0 企画コンペの取りやめ等

審査員への接触など企画コンペを公平に執行することができないと認められるときは、当該企画コンペ参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

1.1 費用負担

企画書等の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。

1.2 留意事項

- (1) 提出物は、返却しない。
- (2) 提出された企画書等は、選定作業等に必要範囲で複写することがある。
- (3) 提出された企画書等は、企画提案の選定の目的以外で使用しないものとする。
- (4) 県が提供する資料以外は、独自で入手等を行うこと。
- (5) 企画提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (6) 公正な審査を妨害するおそれのあるあらゆる行為を禁止する。
- (7) 書面による審査及びプレゼンによる審査それぞれの合計得点が満点の6割に達しない場合は委託業者としては選定しない。
- (8) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たさなくなった場合は、契約締結できない。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (9) 企画コンペについての問い合わせはメールのみで受け付ける。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。

1.3 遵守事項

受託事業者は、契約の履行に当たって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を駆使するとともに、本県職員の指示を遵守し、誠実に実施しなければならない。

また、受託事業者は、受託事業の実施に当たり、関連する法律等を遵守しなければならない。

1.4 契約事項

(1) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

(2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

(3) 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合の保証金

ウ 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなる恐れがない場合。

1.5 問い合わせ先

佐賀県地域交流部さが創生推進課移住支援室

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59

TEL 0952-25-7393

FAX 0952-25-7560

Mail sagaiju@pref.saga.lg.jp

この募集に伴い収集した個人情報は、本事業に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めています。